

# 茨城県報 第7497号

昭和61年10月30日

木曜日

## 目次

### 告 示

●有害興行(映画)の指定(県民生活課).....	1	ページ
●液化石油ガス設備士試験事務に関する公示(工業振興課).....	2	
●保安林の指定の解除予定(3件)(林業課).....	3	
●土地改良法に基づく換地処分(農地管理課).....	4	
●道路の供用開始(2件)(道路維持課).....	4	
●事業計画の変更認可(都市計画課).....	5	
●建築士を対象とする講習の指定に関する要綱(建築指導課).....	5	

### 公 告

●特定第2号漁業者に対する共済契約締結の申込みについての同意を 求めるための発起の届出(3件)(漁政課).....	8
●基本測量の実施(用地課).....	9
●開発行為の工事完了(建築指導課).....	10
●道路位置の指定( " ).....	10

## 告 示

### 茨城県告示第1446号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な興行として、次のものを指定する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

指定番号	種類	題 名	配 給 社 名
274	映 画	指 で 調 教	東 活
275	"	下 唇 の 熱 い 女	ジ ョ イ パ ッ ク
276	"	盗撮マニア FRIDAYの女	に つ か つ
277	"	につかつニュース ザ・ONANIE =快 楽 調 教 篇=	"
278	"	新東宝映画ニュース ザ・ペットイング2秘戯	新 東 宝
279	"	団地妻 覗かれた寝室	大 蔵

280	"	(短篇予告) ブルックフィールズの セックス発電ボデイ	ジ ョ イ パ ッ ク
281	"	短篇予告 ま ん た ん	"
282	"	二 人 乗 り	東 活
283	"	み だ ら な 夜 光 虫	大 蔵
284	"	新・未亡人下宿 間 借 り 穴 借 り	新 東 宝
285	"	ザ・ONANIE =快 楽 調 教 篇=	に つ か つ
286	"	につかつニュース 団地妻ニュータウン暴行魔	"
287	"	団地妻ニュータウン暴行魔	"
289	"	乙女の挑発パンテイ	新 東 宝
290	"	秘 悶 絶 ラ ブ ホ テ ル	に つ か つ
291	"	痴漢電車 あぶない隣人	ジ ョ イ パ ッ ク
292	"	短篇予告 O嬢の物語 2異常快樂篇	ニ ュ ー セ レ ク ト
293	"	レ イ プ 特 訓	に つ か つ
294	"	ま ん た ん	ジ ョ イ パ ッ ク
295	"	ブルックフィールズの セックス発電ボデイ	"
296	"	薔 薇 の 懺 悔	ニ ュ ー セ レ ク ト
297	"	猥 色 ! 暴 行 ア ニ マ ル	新 東 宝
298	"	痴 漢 の ぞ き	東 活
299	"	ザ ・ 種 馬	新 東 宝
300	"	OLハンター女泣かせの指	に つ か つ
301	"	ブルーエクスタシー ザ ・ 過 激	ジ ョ イ パ ッ ク
302	"	につかつニュース ザ・本番 女体フルコース篇	に つ か つ

#### 茨城県告示第1447号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の6第1項の規定に基づき、昭和61年度液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務の一部を高圧ガス保安協会に行わせることとしたので、同法第88条第2項第1号の規定に基づき、告示する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 名 称 高圧ガス保安協会
- 2 住 所 東京都港区虎ノ門3丁目6番2号
- 3 行うことのできる試験事務の範囲
  - (1) 試験問題の作成
  - (2) 筆記試験
  - (3) 技能試験 (筆記試験合格者に限る。)
  - (4) 筆記試験及び技能試験の採点及び判定

茨城県告示第1448号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第 249 号) 第30条の規定により告示する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡大野村大字角折字信1273の3
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

茨城県告示第1449号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法 (昭和26年法律第 249 号) 第30条の規定により告示する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 (1) 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡鹿島町平井字海岸1の122 (次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 指定された目的 飛砂の防備
  - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
  - 2 (1) 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡鹿島町平井字海岸1の122 (次の図に示す部分に限る。)
  - (2) 指定された目的 公衆の保健
  - (3) 解除の理由 指定理由の消滅
- (「次の図」は省略し、その図面を茨城県庁及び鹿島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**茨城県告示第1450号**

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡大野村大字浜津賀字中368の2, 368の10, 369の2, 369の5
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**茨城県告示第1451号**

昭和61年9月30日付け農管指令第351号をもつて認可した曲田地区の換地計画については換地処分があつた旨届出があつたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公示する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

**茨城県告示第1452号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和61年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 県道常陸太田烏山線
- 2 供用開始の区間  
那珂郡山方町大字西野内字上川原170—4番地から  
那珂郡山方町大字山方字勢至堂336番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年10月30日

**茨城県告示第1453号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和61年10月30日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 路 線 名 一般国道124号
- 2 供用開始の区間  
鹿島郡波崎町大字矢田部字前川154-3番地から  
鹿島郡波崎町大字矢田部字前川369番地まで
- 3 供用開始の期日 昭和61年11月1日

**茨城県告示第1454号**

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定により北中原土地区画整理組合の事業計画の変更については、次のとおり認可した。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 組 合 の 名 称 北中原土地区画整理組合
- 2 事 業 施 行 期 間 昭和60年7月29日から昭和65年3月31日まで
- 3 施 行 地 区  
取手市大字井野字北中原及び字林跡並びに取手市井野台二丁目の各一部の区域
- 4 事 務 所 の 所 在 地 取手市大字寺田5139番地
- 5 設 立 認 可 の 年 月 日 昭和60年7月29日
- 6 変 更 の 主 な 内 容 ○設計内容の変更(排水路、区画道路の変更) ○資金計画の変更
- 7 変 更 認 可 の 年 月 日 昭和61年10月30日

**茨城県告示第1455号**

建築士を対象とする講習の指定に関する要綱を次のように定める。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

建築士を対象とする講習の指定に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建築士を対象とする講習の指定に関し必要な事項を定めることにより、建築

物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図り、もつて建築物の質の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「定期講習」とは定期的に反復して実施される講習を、「特別講習」とは定期講習以外の講習をいう。

（指定）

第3条 知事は、建築士を対象とする講習であつて、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものを、この要綱の定めるところにより指定することができる。

2 前項の規定による講習の指定（以下「指定」という。）は、定期講習と特別講習とに分けて行うものとする。

3 定期講習に係る指定は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

（指定の基準）

第4条 指定の基準は、次のとおりとする。

(1) 講習を実施する者が、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を目的とする民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により許可された法人（以下「公益法人」という。）であつて、講習を適正かつ円滑に実施するために必要な財産的基礎及び事務的能力を有するものであること、その他講習を実施するにふさわしいものであること。

(2) 講習が、原則として、県内で業務を行い、又は県内に在住する建築士を対象とするものであること。

(3) 講習の内容が、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で、適正かつ有益と認められること。

(4) 講習の内容に応じて、受講者の利便に関する事項について適切に配慮されていると認められるものであること。

（指定の申請）

第5条 指定を受けようとする公益法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 公益法人の名称、代表者の氏名及び住所

(2) 定期講習又は特別講習の別並びに講習の名称、目的及び対象者

(3) 定期講習にあつては講習の実施頻度、実施時期及び実施期間、特別講習にあつては講習の実施日

(4) 定期講習にあつては講習の実施地、特別講習にあつては講習の実施会場の名称及び所在地

(5) 講習の科目及び時間

(6) 定期講習にあつては講師の選任の方針、特別講習にあつては講師の氏名及び略歴

(7) 受講料に関する事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(3) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表

(4) 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

(5) 講習において使用するテキスト又はその作成要領を記載した書類

(6) その他参考となる事項を記載した書類

3 前項第4号に掲げる書類は、講習に係る事項と他の事業に係る事項とを区別して記載したものでなければならない。

(指定を受けた旨の表示)

第6条 指定を受けた講習（以下「指定講習」という。）を実施する公益法人（以下「実施法人」という。）は、指定講習を実施するときは、指定を受けたものであることを表示するものとする。

(講習実施計画書等の提出)

第7条 実施法人は、指定を受けた定期講習を実施するときは、あらかじめ講習の実施日、実施会場の名称及び所在地、講師の氏名及び略歴その他講習の実施に関する事項を記載した講習実施計画書並びに当該定期講習を実施する日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書を、知事に提出しなければならない。

2 第5条第3項の規定は、前項の事業計画書及び収支予算書に準用する。

(変更の承認等)

第8条 実施法人は、指定講習について、第5条第1項第3号から第7号までに掲げる事項又は同条第2項第5号に掲げる書類の変更をしようとするときは、その変更の内容、時期及び理由を記載した変更承認申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 実施法人は、指定講習について、第5条第1項第1号に掲げる事項の変更又は同条第2項第1号若しくは第2号に掲げる書類に関する変更をしたときは、2週間以内にその変更の内容及び時期を記載した変更届出書を知事に提出しなければならない。

(知事の指示等)

第9条 知事は、指定講習の実施に関し必要があると認めるときは、実施法人に対して必要な事項を指示し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(廃止の届出)

第10条 実施法人は、指定講習を廃止したときは、遅滞なく、その廃止の時期及び理由を記載した廃止届出書を知事に提出しなければならない。

(指定の取消し)

第11条 知事は、実施法人が次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

- (1) 指定の取消しを申請したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により指定を受けたことが判明したとき。
  - (3) 指定講習を実施しなかつたとき。
  - (4) 第4条に規定する指定の基準に適合しなかつたとき。
  - (5) 第8条第1項の規定により知事の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかつたとき。
  - (6) 第7条第1項及び第8条第2項の規定により提出をしなければならない場合において、その提出を怠つたとき。
  - (7) 第9条に規定する知事の指示又は資料の提出の要求に従わなかつたとき。
  - (8) 指定講習の実施に関し不誠実な行為をしたとき。
- 2 知事は、前項の規定により指定を取り消したときは、当該実施法人に対し指定を取り消した理由を付してその旨を通知するものとする。

(指定等の公表)

第12条 知事は、指定を行つたときは、実施法人の名称及び住所、定期講習又は特別講習の別並びに講習の名称その他必要な事項を公表するものとする。

2 知事は、第10条の規定により廃止届出書を受理したとき又は第11条第1項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(指定講習の実施結果の報告)

第13条 実施法人は、指定講習を実施したときは、実施後3月以内にその実施結果を知事に報告するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

---

## 公 告

---

●特定第2号漁業者に対する共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起の届出

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から小型磯崎加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型磯崎加入区の特定第2号漁業者調査を昭和61年10月31日から昭和61年11月6日まで磯崎漁業協同組合において縦覧する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一



届 出 者

那珂湊市磯崎町3674の4 菊池賢寿  
那珂湊市磯崎町4402 薄井勝美  
那珂湊市磯崎町4647 薄井正治

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から小型那珂湊加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型那珂湊加入区の特定第2号漁業者調書を昭和61年10月31日から昭和61年11月6日まで那珂湊漁業協同組合において縦覧する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹内精一

届 出 者

那珂湊市海門町1-14-23 鈴木守  
那珂湊市殿山町2-9-20 宮尾健蔵  
那珂湊市和田町2-12-33 雨沢幸一

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第48条の2において準用する同規則第46条第1項の規定により次の者から小型大洗加入区の特定第2号漁業者に対する共済契約の申込みについての同意を求めるための発起の届出があつたので、同条第3項の規定により公示する。

なお、小型大洗加入区の特定第2号漁業者調書を昭和61年10月31日から昭和61年11月6日まで大洗町及び磯浜漁業協同組合において縦覧する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹内精一

届 出 者

東茨城郡大洗町磯浜町332 桜井五郎吉  
東茨城郡大洗町磯浜町526-1 飛田清二  
東茨城郡大洗町磯浜町1047 加藤正

◎基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第4条の規定に基づく基本測量を、次のとおり実施する旨通知があつたので、同法第14条第3項の規定により公示する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者  
茨城県副知事 竹内精一

- 1 測 量 機 関 建設省国土地理院  
 2 作 業 種 類 基本測量 (精密水準測量)  
 3 作 業 期 間 昭和61年11月4日から昭和62年2月20日まで  
 4 作 業 地 域 古河市, 総和町, 五霞村, 境町

◎開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 附則第4項の許可に係る開発行為について, 次の区域の工事が完了したので, 同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

西茨城県岩間町大字下郷字宿4096番14から4096番16まで, 4100番2, 4100番3, 4101番3, 4101番4, 4102番2の一部, 4102番4, 字東裏4147番5の一部, 4148番1の一部, 4151番3, 4151番7, 4151番9, 4151番10, 4153番1, 4153番4, 4153番7から4153番10まで, 4153番12

- 2 事業主の住所及び氏名

西茨城県岩間町下郷4159番1

協同組合岩間ショットピングセンター

理事長 市 川 光

◎道路位置の指定

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和61年10月30日

茨城県知事職務代理者

茨城県副知事 竹 内 精 一

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
水土木指令 第1507号	61.10.17	藤井 文夫	友部町平町1589	友部町平町字大沢 1589~14・16	メートル 4.20	メートル 66.20

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1カ月)  
 (休日の場合は繰り下ぐ) (金 2, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県  
 発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所